

文化審議会著作権分科会（第61回）（第21期第1回） における意見の概要【今期の検討課題等について】

1. DX時代に対応した著作権制度・政策の在り方について

（総論）

- DX時代に適した著作権制度の在り方を抜本的に考え直していく必要がある、大きな課題設定であるため、まずは勉強会の成果を踏まえつつ、短期的な課題と中長期的な課題を整理することが必要。その際、中長期的な課題については、先送りするのではなく、どのように検討を進めるのか道筋を示すべき。議論を尽くしているが、制度の導入までに長年月日が経過してしまうという事態は避けるべき。
- デジタル化、ネットワーク化の急速な進展と、著作物の創作、流通、利用の対応の大きな変化による課題を具体的に把握する必要がある。丁寧なニーズの洗い出しと立法事実の検証が不可欠であり、それに対する実現可能な解決策を検討していくことが求められる。その際、先行して課題の整理が行われた勉強会の取りまとめを尊重しつつ、関係者が力を結集して臨むべき。
- 法令改正だけではなくて、運用の改善やガイドラインの策定などのいわゆるソフトロー的な手法を組み合わせしていくことも考えられる。
- 著作物に対するリスペクトという考え方が基底にあって、初めて著作権というものが成り立つと考えているが、このリスペクトの感覚が時代によってどんどん変化していく。こうした時代の保護の在り方についてはトライアンドエラーとなることは避けられないが、法で保護する部分と商習慣として確立していかなければならない部分の区分けを議論する必要がある。法制度を導入する場合には、とにかく射程を限定して一度導入し、その効果を見極めながら、それをさらに拡大・手直しをしていくといったようなスタンスが重要である。
- 適切な対価還元そのものは法制度の整備によってなされるわけではなく、新たな状況に適したビジネスモデルが形成されることによって実現されるものである。そうした現状に適合的なビジネスモデルを促進するような機能を持つ法制度を導入する必要がある。
- 過度に利用促進という側面にぶれることなく、権利者の意向、あるいは権利者による個別のビジネスの実態にも留意しながら議論してほしい。
- 一般ユーザーが創作するコンテンツや権利者不明著作物等の円滑な権利処理や情報技術の進展による海賊版、バリューギャップのような新たに顕在化した問題解決には、古い商習慣や従来やり方から少し離れて、もっとデジタル技術を活用した効率的な手段を採用する時期に来ており、そのための技術開発や人材育成への投資を進めるべき。
- デジタルネットワーク化が進展して、実演家の活動の取り巻く環境が急激に変化をしている中で、しっかりと実演家の権利や立場が保護され、良質なコンテンツの創出サイクルが守られるような仕組みづくりを行う必要がある。

(DX時代に対応したコンテンツの利用円滑化とそれに伴う適切な対価還元方策について)

- 権利保護と適切な対価還元を大前提とした上で、権利者と利用者、プロとそうでない者、など双方の関係者にメリットのある簡素で一元的な権利処理方策の実現を図ることは重要。
- アクセスが容易になり、大量処理が可能となった反面、保護すべきものと保護しなくてもよいものとの区別のコストが非常に甚大になっている。これを現在は、保護すべきもの、しなくてもよいものの区分けを利用者が探索しなければならないため、せっかく技術的には大量処理が可能となっているにもかかわらず、権利処理のコストが甚大となって、なかなか利用が進まないといった問題がある。
- ネット配信では大量にコンテンツを流通させることが可能だが、ビジネスの観点からすると、著作権料と権利処理のコストをかけてもペイできないと判断されれば、正規の配信は諦めざるを得ない。特に権利処理にかかる人件費等のコストは重要な課題。フィンガープリント技術の活用で労力は削減できているが、集中管理ができていない著作物等の場合、ノンメンバーの権利処理には多くの労力・人件費がかかっている。様々な制作委員会によって権利が分かれており、利用できないという作品もかなりある。海賊版対策に資する正規コンテンツの流通促進の観点からも権利処理の円滑化は必須。
- いわゆる拡大集中許諾制度については、平成28年度の調査研究において、ある程度の理論的な詰めは終えている段階。本年度は、具体的にどういう場面を想定した制度の利用を考えるのかということと、日本には従来ない法制度であり、日本の法制度の中に組み込むとしたらどういう問題があるのかという制度設計を具体的に検討していくことが必要である。こちらは短期的な課題であり、できるだけ集中的に議論を行って、成案を得るように努めるべき。
- 拡大集中許諾制度は、決して万能な政策手段というわけではないので、何に適するか、何に適さないのかということを見極めることが必要。また、「授業目的公衆送信補償金制度」は、広い意味で拡大集中許諾の制度的なものと言え、その経験が役に立つのではないか。また、全く趣旨・目的が異なる制度だが消費者団体訴訟制度など、我が国における諸制度が検討課題、検討過程も含めて参考になるのではないか。
- 視野を広く持って多角的に検討していくことが必要。拡大集中許諾制度の導入の可能性や是非だけに議論を絞ることは適切ではなく、例えば、裁定制度の抜本的な見直しや、既存の集中管理団体による集中管理の促進、許諾推定、ソフトロー的な手法の活用なども解決策として考えられる。これらの解決策は相互に排他的なものではないため、これらを組み合わせて解決策を考えることが必要である。関係者が積極的に権利処理の円滑化に向けた集中管理の担い手となるような制度づくりが必要。
- 権利を弱めることだけに目を向けるのではなく、保護すべきものとそうでないものを区分けについて、権利者にも求め、例えば、補償金を受け取る権利や、拡大集中許諾からのオプトアウト等のメリットを共有することで、利用者・権利者双方にとって理解が得やすく議論が進むのではないか。

- 集中管理がどこまで有効に機能するかが重要なポイント。関係団体の協力を得て、ネットオリジナルコンテンツの一斉同時ストリーム配信、いわゆるウェブキャストなど、利用者のニーズを踏まえながら、管理範囲の拡大を検討しているところ。
- 著作物等の利用円滑化を促進する上で、広範囲な権利情報を網羅的に集約したデータベースの構築や著作権等管理事業者による権利の集中管理の促進、不明権利者の権利処理に関する手続の負担軽減などの取組が極めて重要である。また、使用料の分配を受けするための権利者の登録制度についても検討するべきではないか。
- 今回の議論では、利用の促進と権利保護と適切な対価の還元をうまく組み合わせて視座を取っていかねばならず、制度設計もとても難しい部分があると思うが、できるだけシンプルで、理解と利用がしやすい仕組みにしてほしい。
- 権利制限を検討する際には、きちんと補償を受け取れるような立てつけにしていきたい。

(DX時代に対応したコンテンツの権利保護、適切な対価還元方策について)

- 直近の国際的な動きとして、バリューギャップ問題というのが重要な問題として浮上しており、検討が不可欠である。適切な対価が得られないことは、個人や、小さいクリエイター集団にとっては、持続性に関わる問題である。プラットフォームの役割や責任の問題は避けて通れない点であるため、大きな論点ではあるが、国際的な動向、特に欧州の新しい著作権指令の下での最近の動向などを注視し、ポイントを絞って議論をしていくことが必要。
- アーティストやクリエイターへの還元を1つ重要な課題・基軸と考える際には、著作権、隣接権による収入の実態について踏まえる必要がある。
- 権利保護に関して、海賊版がフィジカルからデジタルにかわり、インターネット上の海賊版被害はますます深刻化している。通信環境が5Gとなると、漫画とともに映画も海賊版のターゲットとなり得る。令和2年改正でリーチサイト規制などが設けられたが、さらに実効的な対策をとることが必要。官民が連携し、諸外国への協力要請や国際的な枠組みでの対応が必要。例えば、間接侵害やサイトブロッキング等の国際標準の仕組みの導入についても、議論すべき。
- DX時代に対応した著作権制度・政策の普及啓発、教育方策の強化が必須。特にデジタルネイティブの若年層にとっては、何をもって権利侵害となるのか、どうすれば対価の還元ができるのかが分かっていない状況である。学校教育でタブレットなどの活用が進む今だからこそ、具体的な事例を挙げつつ、個人の楽しみと権利者への正当な対価還元の関係性を分かりやすく理解できるような工夫が求められる。また、学校教育以外の日常生活の中で著作権の存在というのを感じさせることが重要。

2. その他

- 私的録音録画補償金制度について、早期の課題解決に向けて、さらなる対応と調整をお願いしたい。
- 令和3年改正について、施行に向けてのよりよい成果が得られるよう、図書館関係者も含め、精力的な検討を進めていく必要がある。また、図書館は国民の情報アクセスを保障する機関であることの認識を共有して議論をお願いしたい。

(以上)